

くらしの安心情報

情報ファイル NO.155

平成 27 年 6 月 10 日

アダルトサイトの登録を削除するという行政書士に解決交渉を依頼してよいのでしょうか...

相談内容

【相談者 40 代 女性】

スマホでアダルトサイトに誤って接続してしまい、いきなり会員登録となり、高額な請求を受けました。消費生活センターに相談しようとしてインターネットで検索したところ、行政書士事務所が上位に表示されたので電話をしたら、「登録情報を4万円で削除してあげる。」と言われました。

信用して解決交渉を依頼してもいいのでしょうか...

対処方法

このように、本来業務としては行うことのできない「アダルトサイトとの解決交渉」をうたう一部の行政書士に救済を依頼して、費用を請求されたという相談が増えています。

・相談者には、アダルトサイト業者との契約が有効に成立しているとは言えないので、決して業者に連絡をせず、請求されても支払わないこと、また、行政書士()の業務範囲について説明し、解約や解決交渉をうたう行政書士には依頼しないよう助言しました。

()行政書士法に基づき、主に官公署に提出する書面の作成や、契約その他に関する書類を代理人として作成する等の資格。

行政書士に解約交渉を行なうことは認められていません。しかし、中には HP 上に「お金は取り戻せる」などと記載しているものもあるため、消費者は行政書士に依頼すれば自分のトラブルを解決できると誤認しています。

・自治体が設置している消費生活センター等では、「個人情報の削除」や「解決に必要」などと言って、費用を請求することはありません。ネット検索する際には、本当に消費生活センターかどうか確認しましょう。

・おかしいと感じたら、一人で悩まないで、早めに市町村相談窓口や県消費生活センターにご相談ください。

詳細は、独立行政法人国民生活センターホームページをご覧ください。

HP アドレス <http://www.kokusen.go.jp/>

家族にも相談
できないし
なあ...



発行：くらしの安心ネットとやま（事務局：富山県消費生活センター）

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890